
やまぐら通信 (やまぐち・くらしの安心ネット通信) 平成 28 年 11 月 2 日
-No.154- 事務局：山口県消費生活センター

■道交法の基準に適合しない電動アシスト自転車に乗るのはやめましょう！■■■■■■■■■

坂道の走行などに便利な「電動アシスト自転車」について、一部の製品で基準よりも大幅にアシスト比率が高く、急発進やスピードが出すぎる恐れがあるものが見つかったとして、消費者庁などが注意を呼びかけています。


該当する製品をお持ちの方は、それぞれの製造・販売業者に問い合わせ、基準に適合することが確認されるまで乗車を控えるようにしましょう。また、お持ちの自転車の型式が分からない場合や点検・修理等を相談したい場合も、販売業者などに確認しましょう。

詳細については、以下の情報を参考にしてください。

○消費者庁 公表資料

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/161027kouhyou_1.pdf

■平成 28 年度消費者啓発の標語入選作品■

 「しっかりと『聞こう』『話そう』『考えよう』
消費者問題 みんなの問題」
山口県立誓高等学校 堀 海斗 さん

※その他の「H28 消費者啓発の標語入選作品」は、県消費生活センターHP でご覧ください。

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cmsdata/0/7/5/0758d7ae47c106c7a7bd844b41be8334.pdf>

会員の皆様へ○=====

※ 消費生活トラブル情報に関する照会等は、必ず電話でお願いします。

相談専用電話：083-924-0999

事務局：山口県 県民生活課 消費生活センター内

TEL：083-924-2421 FAX：083-923-3407

メールアドレス：manaberu@pref.yamaguchi.lg.jp

HP：<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12100/syo-center/yka-net.html>